

## 東京都防犯ステッカーのデザイン使用に関する取扱基準

平成19年12月12日

19青総安第188号決定

改正 平成31年3月25日 30青総総第782号

改正 令和4年3月16日 3都安総総第543号

地域に密着して走る車両を「動く防犯の眼」として活用するために東京都が作製したステッカー（以下「東京都防犯ステッカー」という。）のデザイン使用に関しては、下記により取り扱うものとする。

### 記

#### 第1 デザインについて

東京都防犯ステッカーのデザインは、東京都が権利を所有する2種類（別添）とする。

#### 第2 使用団体について

都民の安心感向上と犯罪の未然防止に資するため、不審者や犯罪発生現場を見かけた際に率先して通報する「動く防犯の眼」活動の趣旨に賛同し、実践する地方自治体、民間団体、民間企業その他の団体は、東京都生活文化スポーツ局生活安全担当局長の承認を得て、東京都防犯ステッカーのデザインを使用することができる。ただし、青少年健全育成、治安対策、安全・安心まちづくり、交通安全の活動を実践する地方自治体、民間団体、民間企業その他の団体は、東京都生活文化スポーツ局と協議の上、東京都生活文化スポーツ局生活安全担当局長の承認を得て、東京都防犯ステッカーのデザインを使用することができる。

#### 第3 使用料について

東京都防犯ステッカーのデザイン使用料は、無償とする。

#### 第4 使用基準について

- 1 防犯ステッカー等の作製及び活用は、使用団体の責任において行うものとし、営利を目的とした商品、広告活動等に使用してはならない。
- 2 東京都防犯ステッカーのデザイン変更は、原則としてこれを認めない。
- 3 東京都防犯ステッカーのデザインを使用する場合は、使用団体名を原則としてデザイン左下部分に記載するものとする。

## 第5 使用制限について

東京都防犯ステッカーのデザインは、原則として防犯活動の目的以外に使用しないものとする。ただし、青少年健全育成、治安対策、安全・安心まちづくり、交通安全の活動の目的に使用することを妨げない。

## 第6 申請手続について

- 1 東京都防犯ステッカーのデザイン使用を希望する団体は、別記1により、生活文化スポーツ局生活安全担当局長に申請するものとする。
- 2 東京都生活文化スポーツ局生活安全担当局長は、東京都防犯ステッカーの使用を承認する場合は、別記2により申請団体に通知する。

## 第7 報告及び調査について

- 1 東京都生活文化スポーツ局生活安全担当局長は、東京都防犯ステッカーのデザイン使用を承認した団体に対し、使用状況について報告を求め、又は調査することができる。
- 2 東京都生活文化スポーツ局生活安全担当局長は、前項により、東京都防犯ステッカーのデザイン使用が適切でないと認めるときは、承認を取り消すことができる。

## 第8 協議について

本基準に定めのない事項については、東京都生活文化スポーツ局と協議するものとする。

## 附 則

この取扱基準は、平成31年4月1日から施行する。

## 附 則

この取扱基準は、令和4年4月1日から施行する。

別記 1

平成 年 月 日

東京都生活文化スポーツ局生活安全担当局長 殿

(申請団体) 所在地  
名 称  
代 表 者  
電話番号 ( ) 印

東京都防犯ステッカーのデザイン使用申請書

東京都防犯ステッカーのデザイン使用に関する取扱基準を承諾の上、デザイン使用を申請します。

記

団体の概要		
使用する デザイン 該当に○印	①防犯パトロール ( )	
	②犯罪を見逃さない! ( )	
	記載団体名	
使用方法		
作製数量		
連絡先	担当者名	電話番号
	部署・役職等	FAX 番号
	E-mail:	
備考		

別記2

番 号  
年 月 日

殿

東京都生活文化スポーツ局生活安全担当局長

東京都防犯ステッカーのデザイン使用について（承認）

年 月 日付で申請のあったこのことについては、下記により承認します。

記

1 デザインの使用を承認する団体

2 デザイン使用承認の条件

- (1) 東京都は、防犯ステッカー等の作製に要する経費を負担しません。
- (2) 防犯ステッカー等を作製した場合は、その完成品を東京都生活文化スポーツ局都民安全推進部都民安全課に届け出てください。
- (3) 東京都において必要と認めたとき、デザインの使用状況について報告を求め、又は調査することがあります。
- (4) デザイン使用が適当でないとき、承認を取り消すことがあります。